

令和 7 年度公益充実資金の公表について

公益財団法人日本特産農産物協会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68 号)第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年度における公益充実資金に係る以下の事項について公表する。

1 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期	
公益活動等の内容：国産大豆の価格形成施設の開設・運営を安全・安定的、効率的に維持・管理、実施していくため、情報機器の OS の更新に伴うシステムの修正、その他必要なシステム改修等を行う。 事業総額：23,000,000 円 実施時期：令和 7 年度	
2 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠	
積立限度額：23,000,000 円 算定根拠：令和 7 年度に見込まれる大豆入札取引システムの OS の更新等に対応するための経費(概算見積に基づく)	
3 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額	
当該事業年度の取崩額：12,581,958 円 当該事業年度の積立額：0 円	
4 当該事業年度の末日における公益充実資金の額	0 円
5 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額	
公益活動等の内容：国産大豆の価格形成施設の開設・運営を安全・安定的、効率的に維持・管理、実施していくため、情報機器の OS の更新に伴うシステムの修正、その他必要なシステム改修等を行う。 事業総額：23,000,000 円 実施時期：令和 7 年度 算定根拠：令和 7 年度に見込まれる大豆入札取引システムの OS の更新等に対応するための経費(概算見積に基づく) 前事業年度の取崩額：0 円 前事業年度の積立額：737,805 円 前事業年度の末日における公益充実資金の額：12,581,958 円	